

民生福祉常任委員会記録

令和2年3月13日

【開催日】 令和2年3月13日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後5時45分～午後5時55分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	事務局主査	島津 克則
------	------	-------	-------

【付議事項】

1 閉会中の継続調査事項について

午後5時45分 開会

大井淳一朗委員長 それでは民生福祉常任委員会に切り替えます。最後に残っていました閉会中の継続調査事項についてです。お手元の調査事項ですが、これは加えたほうがいいのか、もう削ったほうがいいのかとか、皆さんから御意見を頂けたらと思います。

吉永美子委員 健康マイレージに関することは前も調査していたし、今も完璧ではないけど、スマイルエイジングも始まって、健康マイレージだけでなく、市民の健康というように大きくしたほうがいいのかと思います。令和2年度から始まるスマイルエイジングの中にもマイレージは入ってくると思うんです。表現を変えることもありかなという気はするんですが。

大井淳一朗委員長 スマイルエイジングに健康マイレージも入ってくるのかな。

スマイルエイジングに関することはどうですか。

吉永美子委員 どういう言い方をすればいいかわからないんですけど、市民の健康づくりという部分でいろんなものが入ってきますよね。それはどこに入ってくるんですか。大きく書いているのと下のほうは具体的に出していますよね。その辺のバランスはこれでいいのかなという気がしないでもないです。

大井淳一郎委員長 これは先進地を視察するというので、ピンポイントで入れたんですけど、ある程度動いていますので、問題点はあるでしょうけど。市民の健康づくりとか健康に関することとか、そういう表現はいけるのかな。この辺は所掌事務にも関わってくるので。

吉永美子委員 事務局にお聞きしますが、書き方自体、法律的にとか、何か決まりごとがあるわけではなくて、委員会として閉会中にこれをするというところで、言葉的には決めていいんですよね。

大井淳一郎委員長 調整する上で、決定しないと最終日に出せないの、文言は確定したもので決定しないといけないので、こんな感じで任せるとするのはちょっと。

吉永美子委員 作ってくださいとは言っていない。縛りがありますかと聞いているんです。

島津議会事務局主査 特に縛りはありません。実際に所管事務調査をするときにそれが包含されている形で継続調査事項は決めていると思います。それで、最初に決めた上のほうは大きいくりになって、いろんなものが含まれている表現になっています。後から個別事業を追加したものが、下のように個別のことになっています。例えば、市民の健康に関することであれば、保健衛生費の中に健康づくりのことも入っておりますので、保健衛生に関することというふうに当初は決めていたのではないかと思います。

大井淳一郎委員長 健康マイレージを削除して、保健衛生に関することに統合するというのでいいですか。削ってもしないということではないので、

保健衛生のくくりでやるということで行きましょう。健康マイレージに関することは、今後もやりますけれど、明記はしないということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）健康マイレージに関するものをのけたもので最終日に調査事項としたいと思います。

吉永美子委員 証明書コンビニ交付も2月25日に始まったわけだけど、これも具体的に挙げておくべきでしょうか。いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 マイナンバーは残しておいたほうがいいと思います。コンビニ交付については分かりました。

島津議会事務局主査 今、これを見ますと市民課関係については調査事項の中に入っていないという作りになっていますので、もし、証明書コンビニ交付を外しますと市民課関係のことについては閉会中にはできないということになります。

吉永美子委員 マイナンバーは市民課になりませんか。

島津議会事務局主査 マイナンバーカードについてはできますけど、証明書コンビニ交付についてはできなくなります。

大井淳一郎委員長 先ほどの保健衛生みたいにカバーできるものがないということですね。証明書コンビニ交付に関することはそのままにしておきましょう。

水津治副委員長 令和3年までにしなければいけないと言われている成年後見制度の促進の中核機関としての協議を始めるということなんですが、令和3年ということを考えてときに、注視する必要があるような気がします。

大井淳一郎委員長 成年後見制度に関することですか。（発言する者あり）成年後見制度の利用促進に関することですか。副委員長が入れていただきたいということで、私たちも共通理解で行きたいと思います。

水津治副委員長 市町が設置しなければいけない中核機関は利用促進法の中で

うたわれています。促進法に関することのほうが適切ではないかと思
います。

大井淳一郎委員長 法というか、成年後見制度の利用促進に関する
ことで行きましょう。それでは閉会中の調査事項については以上と
します。以上で民生福祉常任委員会を終わります。

午後 5 時 5 5 分 散会

令和 2 年 3 月 1 3 日

民生福祉常任委員長 大井 淳一郎